

年 月 日

千葉県動物保護指導センター所長 様

住 所
氏 名

(団体にあつては団体名及び代表者氏名)

誓 約 書

私は、千葉県動物保護指導センターの譲渡事業に協力するにあたり、本事業の趣旨を理解した上で、次の事項を遵守することを誓約いたします。

また、次の事項を順守していないことを理由として、センターから活動に係る指示があったときは指示に従います。

- 1 千葉県動物保護指導センター（以下「センター」という。）への事業協力にあたって、法令を遵守し、職員と協力してともに誠実に活動すること。
- 2 政治活動、宗教活動及び営利に関する活動を行わないこと。
- 3 職員と密接な協議のもとに、動物を適正に扱うよう努めること。
- 4 事業協力者間の融和を保ち、第三者から誤解を招くような言動はとらないこと。
- 5 受傷、センター施設設備及び他人の物の損壊、その他事故が生じたときは、速やかにセンターに報告すること。
- 6 活動上、知り得た個人情報やセンターが秘密保持すべき対象として指定した情報（以下「秘密情報」という。）について、取扱いに注意し、許可なく使用、他に開示又は漏洩しないこと。
また、事業協力の活動をやめた後も秘密情報を使用、他に開示又は漏洩しないこと。
- 7 活動を通じて生じた損害については、センターは一切の責任を負わないこと。
- 8 譲受を行う場合は、以下の事項を厳守すること。
 - (1) 譲渡された動物の習性を十分認識し、人の生命、身体、若しくは財産に害を与えることの無いよう責任をもって飼養管理すること。
 - (2) 周辺地域の住民の生活環境が損なわれる事態が生じ、苦情の原因とならないよう責任をもって飼養管理すること。
 - (3) 当該動物の健康管理は、自らの責任において行い、感染性疾患の予防を行うとともに、疾病に罹患した又は傷病を受傷した場合は、獣医師の診察を受けさせること。
 - (4) 譲り受けた動物に行動及び疾患等の問題があった場合、または当該動物が問題を起こした場合も、千葉県に対してその責任を一切問わないこと。また、当該動物による損害を受けた場合、または他者に損害を与えた場合も、千葉県に対して賠償を請求しないこと。
 - (5) 新たな飼養者等に対して、終生飼養、不妊去勢措置及びマイクロチップ等所有者明示措置の必要性を含め、当該犬に係る適正飼養の方法等について教示すること。
 - (6) 新たな飼養者等から譲渡状況確認書を徴取し、センターに提出すること。
 - (7) 市が行う、譲渡後の飼養管理状況等の調査に協力すること。
 - (8) 不妊手術又は去勢手術を行っていない犬及び猫については、健康上の理由を除き譲渡の日から6か月以内に実施させること。
 - (9) 犬については、速やかに犬の登録、狂犬病予防注射を受けさせ、犬の鑑札と注射済票を犬に装着すること。
 - (10) 猫については、室内飼養を行い、屋外に出さないこと。
 - (11) 譲渡された動物の逸走を防止するための措置を講じ、逸走した場合は自ら搜索し収容すること。
 - (12) 元の飼い主が判明した場合は、当事者間で誠実に話し合いによって問題解決すること。